

○関ケ原町指定居宅介護支援事業運営規程

平成15年4月1日

訓令甲第14号の7

(総則)

第1条 この訓令は、関ケ原町（以下「本町」という。）が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営その他必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、要介護者等からの相談に応じ、指定居宅サービス等が利用できるよう居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、及び当該要介護者が介護保険施設への入所を要する場合にあっては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第3条 この事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように利用者の心身の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健、医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行うものとする。

2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービスが特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療及び福祉サービス機関等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 関ケ原町在宅介護支援センター

(2) 所在地 関ケ原町大字関ケ原2490番地の29

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員（以下「職員」という。）の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の職員の管理、指定居宅介護支援の申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員 6名

介護支援専門員は、第8条に規定する業務をいう。

2 職員は、法令に規定する範囲内で事業所の他の職種の職員又は本町の他の機関の職員と兼ねることができる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1

月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。上記以外の時間は転送電話にて受付する。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第7条 利用者の相談を受ける場所は、事業所の相談室とする。

- 2 居宅サービス計画作成のための課題分析は、「居宅サービス計画ガイドライン方式」によって行う。
- 3 サービス担当者会議は、必要のつで行う。
- 4 介護支援専門員は、1箇月に1回以上利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況及び利用者について解決すべき課題の把握に努めなければならない。

(業務の内容)

第8条 事業所の業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅要介護者等の相談に応じること。
- (2) 市町村、居宅サービス事業者及び介護保険施設等との連絡調整を行うこと。
- (3) 居宅サービス計画を作成すること。
- (4) 要介護認定の申請を代行すること。
- (5) 市町村の委託を受けて要介護認定のための訪問調査を行うこと。
- (6) その他指定居宅介護支援に必要な業務を行うこと。

(利用料)

第9条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスの場合は、無料とする。

- 2 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 事業所から片道おおむね5キロメートル未満 200円
- (2) 事業所から片道おおむね5キロメートル以上10キロメートル未満 300円
- (3) 事業所から片道おおむね10キロメートル以上 400円

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、本町の区域とする。

(苦情対応)

第11条 事業所は、苦情対応の窓口責任者を配置し、患者又はその家族から苦情または相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(身体的拘束等について)

第13条 事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わない。

- 2 事業所は、緊急やむを得ない場合、その際の利用者の心身状況及び理由等を記録する。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継

続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第15条 事業所は、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るため研究及び研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
- 5 この訓令に定める事項のほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年訓令甲第13号の5）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年訓令甲第9号の2）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令甲第18号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年訓令甲第1号）

この訓令は、平成20年1月4日から施行する。

附 則（平成20年訓令甲第12号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年訓令甲第21号）

この訓令は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成22年訓令甲第36号）

この訓令は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成23年訓令甲第8号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年訓令甲第23号）

この訓令は、平成24年11月1日から施行する。

附 則（平成27年訓令甲第12号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年訓令甲第21号）

この訓令は、平成27年6月10日から施行する。

附 則（平成28年訓令甲第22号）

この訓令は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（令和３年訓令甲第２６号）

この訓令は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和６年訓令甲第３２号）

この訓令は、令和６年４月１日から施行する。